

公 告

公 告 第 502 号

令和8年7月1日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



令和8年7月7日付大和健発第37号をもって、近畿厚生局長宛に申請したので、
公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

新旧条文対照表

新	旧
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) A L S O K介護ライフサポート株式会社 東京都港区 (以下略) (削除) (以下略) A L S O Kケア株式会社 東京都港区 (以下略) 大和シーレックス株式会社 東京都千代田区	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 大和ハウスライフサポート株式会社 東京都港区 (以下略) 株式会社リフォル 福岡県北九州市八幡西区 (以下略) 大和リビングケア株式会社 東京都新宿区 (以下略) 大和シーレックス株式会社 東京都千代田区
(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) A L S O K介護ライフサポート株式会社 (以下略) (削除) (以下略) A L S O Kケア株式会社 (以下略) 大和シーレックス株式会社	(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) 大和ハウスライフサポート株式会社 (以下略) 株式会社リフォル (以下略) 大和リビングケア株式市場会社 (以下略) 大和シーレックス株式会社
附 則 この規約は、令和8年7月1日から適用する。	